

# 子ども・子育て支援事業計画

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

【平成 27 年度～平成 31 年度】



嵐山町

# 1 計画の概要

## ■ 子どもや子育て支援の意義

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、未来を紡ぐとても重要な投資です。

そして、子どもの視点に立った「子どもの最善の利益」が実現されることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

しかしながら、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は、一層厳しさを増しています。

親自身、実際に子育てを経験することで、親として成長していくいわゆる「親育ち」の過程も地域関係の希薄化が進むなか、社会全体で支援していくことが求められています。

ゆえに、行政が、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心として、学校、地域、企業など、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

そして、家庭を築き、子どもを産み育てたいと願う人々の希望がかなえられるのと同時に、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現しなければなりません。

将来の担い手である子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力なのです。

## ■ 計画策定の趣旨

子育てに対して、負担や不安、孤立感を感じるのではなく、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合うことで、その成長に喜びや生きがいを感じ、未来の社会をつくり、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会を実現させることが求められています。

そして、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、子どもの育ちと子育てを支援していく必要があります。

これまで本町では、平成 17 年 3 月に「嵐山町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年 3 月に同計画の後期計画を策定し、「子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町」を基本理念として、次代の社会を担い、明るい未来をもたらしてくれる子どもたちの子育てを、地域社会全体で応援することを目標とし、町民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。

子どもの育ちや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、本町においては法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等を提供するとともに、次世代育成支援対策に係る施策を継続的に推進するために、「嵐山町次世代育成支援行動計画」をふまえながら、一体的に「嵐山町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 子ども・子育てをめぐる嵐山町の現状

### ■ 子どもや子育てをめぐる環境

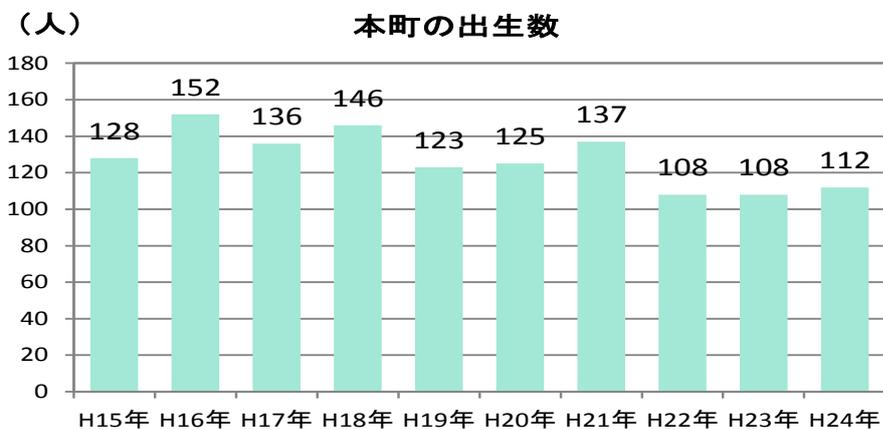
核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な親族や近隣の住民から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっています。

経済状況などの社会環境は厳しく、共働き世帯が増加する一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、女性の出産に伴う就労の継続も厳しい状況にあります。

さらに、少子化による子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少し、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会も減少するなど、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。

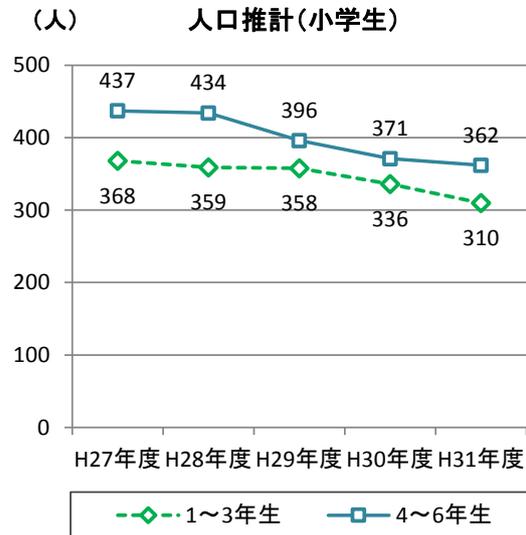
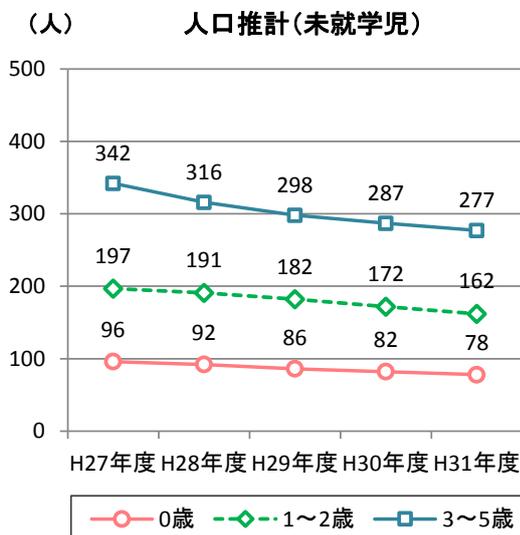
#### 【出生数の減少】

本町の出生数は、増減しながら減少傾向で推移しており、平成22年以降は毎年約100人程度の出生数となっています。



#### 【人口推計】

本町の未就学児と小学生の平成27年から平成31年までの人口推計をみると、未就学児及び小学校ともに減少傾向で推移すると予測されます。0歳児をみると平成31年では78人と、ここ5年間で18人減少することが見込まれています。本町の出生数は、増減しながら減少傾向で推移しており、平成22年以降は毎年約100人程度の出生数となっています。



### 3 計画の基本的な考え方

子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、嵐山町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎます。

嵐山町 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもも大人も 未来志向になれるまち 嵐山町

#### 計画の基本目標

→ 嵐山町子ども・子育て支援事業計画

基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実

→ 嵐山町次世代育成支援行動計画（第2期前期計画）

基本目標1 地域における子育ての支援

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標6 子ども等の安全の確保

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進



## 4 計画の取組

### ■子ども・子育て支援事業計画

#### 基本目標 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援の充実

平成25年度に実施したニーズ調査に基づき、計画の期間における幼稚園・認定こども園・保育所の利用児童数を予測し、必要な整備を行います。

子ども・子育て支援新制度では、保護者等の状況により3つの認定区分が設けられ、この区分に基づき施設型給付（施設・事業者が代理受領）が行われます。

認定区分	給付の内容	利用する施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

\*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

#### ■教育・保育事業の推進

町の教育・保育施設は、現在、幼稚園が1か所（定員100人）、認可保育所が4か所（定員236人）です。今後も、児童数が減少する中、共働き世帯の増加等を勘案し、現状の施設数、定員数を維持することで教育・保育施設の受入れを確保します。

#### ■地域子ども・子育て支援事業の推進

すべての子ども・子育て家庭を対象とした地域子ども・子育て支援事業を充実します。

#### 地域子ども・子育て支援事業

- |                          |                             |
|--------------------------|-----------------------------|
| ①利用者支援事業                 | ⑧一時預かり事業                    |
| ②地域子育て支援拠点事業             | ⑨延長保育事業                     |
| ③妊婦健康診査                  | ⑩病児保育事業                     |
| ④乳児家庭全戸訪問事業              | ⑪放課後児童クラブ                   |
| ⑤-1 養育支援訪問事業             | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業           |
| ⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ⑥子育て短期支援事業               |                             |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業       |                             |

## ■次世代育成支援行動計画

### 基本目標1 地域における子育ての支援

【具体的な方向】	【主な事業】
①地域における子育て支援サービスの充実	●つどいの広場事業 ●幼稚園等における教育相談・情報提供事業 ●子育て支援サービスの一元的な情報収集・提供・利用者への助言 ●放課後児童健全育成事業など子ども・子育て支援事業により実施
②保育サービスの充実	●通常保育など子ども・子育て支援事業により実施
③子育て支援のネットワークづくり	●子育て支援ネットワークづくり
④子どもの健全育成	●児童館事業 ●地域ぐるみでの子どもの体験・交流・居場所づくり ●子どもの体験活動の機会と場の拡大
⑤地域における人材育成	●地域における人材育成

### 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【具体的な方向】	【主な事業】
①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実	●母子保健計画との関係 ●一貫した母子保健システムの構築 ●訪問指導 ●乳幼児健康診査 ●乳幼児相談・育児学級等 ●育児グループ等との共同事業の実施 ●療育相談・支援 ●母子健康手帳の交付・妊婦健康診査等 ●予防接種 ●必要な人材の確保 ●知識の森 ブックスタート事業
②「食育」の推進	●埼玉の食文化の伝承 ●妊娠期からの食育の推進 ●食育の推進について
③学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	●地域保健と学校保健の連携による健康教育の実施 ●喫煙対策 ●子どもと心の健康支援
④小児医療の充実	●小児医療の充実 ●乳幼児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）に対する医療費支給事業の促進

### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【具体的な方向】	【主な事業】
①次代の親の育成	●子どもの体験活動の機会と場の拡大
②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	●道徳教育の推進 ●健康教育の推進 ●幼稚園や保育所と小学校との連携
③家庭や地域の教育力の向上	●妊産婦の喫煙・飲酒防止対策 ●緑の少年団活動の推進
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	●受動喫煙防止対策の推進 ●メディア・リテラシーの育成

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

【具体的な方向】	【主な事業】
①良質な住宅の確保	●良質な住宅の確保
②良好な居住環境の確保	●良好な住環境の確保 ●都市公園・児童遊園の維持管理
③安全な道路交通環境の整備	●あんしん歩行エリアの指定の検討 ●段差のない幅広い歩道の整備促進

## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

【具体的な方向】	【主な事業】
①多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	●多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
②仕事と子育ての両立の推進	●仕事と子育ての両立の推進
③男女共同参画の推進	●男女共同参画の推進

## 基本目標6 子ども等の安全の確保

【具体的な方向】	【主な事業】
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進	●交通安全教育の推進（警察による交通安全教室） ●交通安全教育の推進（住民活動への支援）
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	●子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ●子どもを犯罪から守るための活動の推進
③子どもの権利擁護	●子どもの権利擁護

## 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

【具体的な方向】	【主な事業】
①児童虐待防止対策の充実	●母子保健分野での予防対策 ●相談体制の充実 ●広報・啓発活動
②ひとり親家庭の自立支援の推進	●雇用の促進 ●保育所等の優先利用
③障害児施策の充実	●放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進 ●障害児通園事業



## 5 推進体制と進捗管理

### 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携し、町全体として、子ども・子育て支援に取り組みます。



### 計画の進捗管理

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、年度ごとに庁内で実施状況を取りまとめ、町民の方などで構成される協議会等での評価審議を行い、その結果を広報等を通じて公表します。



平成 27 年 3 月発行  
発 行 嵐山町  
編 集 嵐山町教育委員会こども課

〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1  
TEL 0493-62-2150 (代表)  
町ホームページ <http://www.town.ranzan.saitama.jp/>